

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要課題であると認識しており、内部経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営を確保することで、経営環境の変化に迅速且つ的確に対応し、同時に健全で持続的な成長を実現すべく、組織体制の整備・強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ市場上場企業として、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則をいずれも遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社シノケングループ	5,492,500	19.75
クレディ・スイス証券株式会社	535,500	1.93
上田八木短資株式会社	441,300	1.59
株式会社九州リースサービス	373,100	1.34
野村證券株式会社	288,900	1.04
モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社	258,540	0.93
阿部 周一	230,100	0.83
楽天証券株式会社	220,900	0.79
仙波 岳陽	220,400	0.79
上田 治郎	220,000	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

保有割合については、2020年5月31日現在の株主名簿を基に、発行済株式総数(自己株式を除く)に対する所有株式数の割合を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	5月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社や子会社を有していないため、該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
霍川 順一	他の会社の出身者							○	○			
三浦 義明	他の会社の出身者							○	○			
萩原 浩二	他の会社の出身者							○	○			
田下 宏彰	他の会社の出身者								○			
玉置 貴史	他の会社の出身者							○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
霍川 順一		霍川順一氏は、当社の主要株主である株式会社シノケングループの取締役専務執行役員です。	霍川順一氏は、株式会社シノケングループで培われた経営者としての豊富な経験、幅広い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、同社グループとの協力関係の強化による事業展開の促進を期待して、社外取締役として選任しました。

三浦 義明		三浦義明氏は、当社の主要株主である株式会社シノケングループの取締役常務執行役員です。	三浦義明氏は、不動産分野における豊富な経験、幅広い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、株式会社シノケングループとの協力関係の強化による事業展開の促進を期待して、社外取締役として選任しました。
萩原 浩二		萩原浩二氏は、当社の主要株主である株式会社シノケングループの執行役員です。	萩原浩二氏は、弁護士として培われた法律の専門的な知識・経験を当社の監督機能の強化に活かしていただくことを期待して、社外取締役として選任しました。
田下 宏彰		田下宏彰氏は、株式会社小川建設及び株式会社小川建物の代表取締役社長です。株式会社小川建設は当社の主要株主である株式会社シノケングループの完全子会社であり、株式会社小川建物は株式会社小川建設の完全子会社です。当社は、株式会社小川建設と取引関係があります。	田下宏彰氏は、株式会社小川建設で培われた豊富な経験、高い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、同社及び株式会社小川建物との共同事業等の一層の推進を期待して、社外取締役として選任しました。
玉置 貴史		玉置貴史氏は、当社の主要株主である株式会社シノケングループの取締役執行役員です。	玉置貴史氏は、株式会社シノケングループで培われた経営者としての豊富な経験、幅広い見識を当社の経営に活かしていただくとともに、同社グループとの協力関係の強化による事業展開の促進を期待して、社外取締役として選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

常勤監査役は、会計監査人（HLB Meisei有限責任監査法人）と定期的（3ヶ月に1回の割合）に会合を持ち、監査実施状況や監査結果等の報告を受ける他、情報交換や意見交換を行なう等の連携をとっております。

常勤監査役は、内部監査室と定期的（1ヶ月に1回の割合）に会合を持ち、内部監査室による内部監査の実施状況及び監査結果についての報告を受ける他、情報交換や意見交換を行なう等の連携をとっております。

また、監査役会も会計監査人から監査実施体制及び監査結果の報告を受ける等の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
秋山 高弘	他の会社の出身者													
井上 勝次	他の会社の出身者													
澤田 和也	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」（ ）
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」（▲）
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋山 高弘	○	――	秋山高弘氏は、銀行業務及び業務部門長並びに監査役を歴任し培われた専門的知識・経験を活かして、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、社外監査役として選任しました。 また、秋山高弘氏は、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、同氏を独立役員として指定しています。
井上 勝次		――	井上勝次氏は、税理士として培われた税務及び会計の専門的知識・経験を活かして、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、社外監査役として選任しました。
澤田 和也		――	澤田和也氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として培われた法律の専門知識・経験を活かして、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、社外監査役として選任しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入、その他
---	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

中長期インセンティブとして、取締役に対して、株式報酬型ストックオプションを付与しております。
また、2020年8月27日開催の第34期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
譲渡制限付株式報酬制度の導入を受けて、取締役に対するストックオプション制度を廃止し(すでに付与済みのものを除きます。)、今後、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 更新

企業業績向上に向けての意欲や士気向上に資するため、従業員を対象にストックオプションを付与しております。
中長期インセンティブとして、取締役に対して、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

2013年9月12日及び2013年9月24日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況
付与対象者: 取締役3名
新株予約権の数: 390個
新株予約権の目的となる株式の数: 39,000株

新株予約権の行使期間:2013年10月1日～2053年9月30日

2014年10月14日及び2014年10月24日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

付与対象者:取締役6名

新株予約権の数:504個

新株予約権の目的となる株式の数:50,400株

新株予約権の行使期間:2014年11月1日～2054年10月31日

2015年11月10日及び2015年11月25日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

付与対象者:取締役6名

新株予約権の数:516個

新株予約権の目的となる株式の数:51,600株

新株予約権の行使期間:2015年11月30日～2055年11月30日

2016年10月11日及び2016年10月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

付与対象者:取締役6名

新株予約権の数:450個

新株予約権の目的となる株式の数:45,000株

新株予約権の行使期間:2016年10月31日～2056年10月30日

2016年10月11日及び2016年10月21日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

付与対象者:従業員30名

新株予約権の数:1,350個

新株予約権の目的となる株式の数:135,000株

新株予約権の行使期間:2018年10月12日～2023年10月11日

2017年10月10日及び2017年10月23日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

付与対象者:取締役6名

新株予約権の数:576個

新株予約権の目的となる株式の数:57,600株

新株予約権の行使期間:2017年10月31日～2057年10月31日

2018年10月9日及び2018年10月22日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

付与対象者:取締役6名

新株予約権の数:648個

新株予約権の目的となる株式の数:64,800株

新株予約権の行使期間:2018年11月1日～2058年10月31日

2019年10月15日及び2019年10月24日開催の取締役会決議に基づく新株予約権の付与状況

付与対象者:取締役7名

新株予約権の数:827個

新株予約権の目的となる株式の数:82,700株

新株予約権の行使期間:2019年11月1日～2059年10月31日

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年5月期の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下の通りとなっております。

取締役を支払った報酬:99百万円(うち社外取締役:11百万円)

監査役を支払った報酬:11百万円(うち社外監査役:11百万円)

当社は、コーポレートガバナンス報告書に記載の取締役報酬関係の事項を有価証券報告書においても開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により報酬総額の限度額を決定しております。その限度額の範囲内において、取締役会において各取締役の報酬については代表取締役に一任する決議を行っております。具体的には、代表取締役が社外取締役と意見交換を行った上で、個々の取締役の報酬を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役のサポートを専属で行なう担当部署は設置しておりません。
社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の議案を事前に送付している他、その他の情報や資料等についても取締役と同水準の情報を入手できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 会社の機関の基本説明

取締役会

取締役会は取締役8名(内、社外取締役5名)で構成され、定時取締役会が毎月1回開催される他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで経営判断の迅速化を図っております。また、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べております。
取締役会においては、経営に関する重要事項についての報告、決議を行なうと共に、経営判断の妥当性、効率性の監督と取締役に対する監視機能の重要性を考え、経営判断の適正化と経営の透明性を維持しております。

経営会議

経営会議は、業務執行取締役で構成され、常勤監査役が出席の下、開催されます。
経営会議は、取締役会で決定された方針、計画、戦略に沿って環境変化に柔軟に対応するために、毎日開催され、重要案件に関する迅速な意思決定を行っております。

監査役会

当社は、監査役会制度を導入しており、監査役会は会計監査人及び内部監査室と連携し、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査を行っております。
監査役会は社外監査役3名で構成され、毎月1回開催される他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

コンプライアンス委員会

当社は、業務執行取締役及び常勤監査役を構成メンバーとしたコンプライアンス委員会を設置し、法令順守について審議すると共に、同委員会において役職員の行動規範となる行動指針を作成し、コンプライアンス体制の確立に努めています。

(2) 監査の状況

内部監査

当社の内部統制の構成及び実際の業務執行に関しては、代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。
内部監査担当者が全部門を対象に内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告しております。
一方、被監査部門に対しては、監査結果についての改善事項の指摘・指導を行い、監査後には改善状況を報告させております。
更に、内部監査室は、監査役及び監査法人とも連携を取りながら、実効性の高い監査を実施しております。

監査役監査

監査役監査は、常勤監査役が中心となり、取締役会や経営会議に出席すると共に、毎月監査役会を開催しております。
監査役監査においては、適切な経営判断がなされているのか、取締役の職務執行に関して違法性がないのか、といった点等について、厳正な監査を実施しております。
また、監査役と内部監査室及び監査法人とは相互に連絡、報告を行い、効率的で組織的な監査を行なうように努めております。

会計監査

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査につきましては、H L B Meisei有限責任監査法人と契約しております。
同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。
業務を執行した公認会計士の氏名:業務執行社員 武田剛、町出知則
監査業務にかかる補助者の構成:会計士試験合格者等3名、その他4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、社外取締役を招聘し、取締役の監督機能の強化と透明性の確保に努めております。
また、監査役については、内部監査室及び会計監査人との相互の連携を図りながら、取締役の業務執行に関する監査を実施しております。
これらにより、コーポレートガバナンスを十分に図ることができると判断したため、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年5月期においては、8月27日開催の定時株主総会に対して、株主総会招集通知を法定期日の7日前に発送しており、又、発送の2日前にインターネット開示を行う等、株主の議決権行使に配慮しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算月は5月であることから、株主総会については例年8月の開催を計画しており、集中月(日)を回避した開催となっております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
その他	当社ホームページ上において定時株主総会招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上において掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを設け、各種開示資料、説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示担当部署として、経営企画部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーのもと、適時かつ適切な情報を公平にお届けするために、当社のホームページ内にIRサイトを設け、各種情報の提供に取組んでおります。
その他	現在、女性の役員はおりません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業活動を継続するためには、広く社会との信頼関係を確立する必要があり、そのためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であると認識している。

具体的には、社長以下業務執行取締役、常勤監査役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を組成し、法令遵守について審議するとともに、同委員会において役職員の行動規範となる行動指針を作成し、コンプライアンス体制の確立に努めている。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、これを通じて、すべての業務が法令、定款、社内規程等に照らし適正に行われているか検証している。監査結果は社長に報告されるほか、重要な事実を発見した場合には取締役会に報告し、必要な改善を図ることとする。

さらに、社外の弁護士を通報先とする「コンプライアンスホットライン」を設け、使用人は誰でも不利益を被ることなくコンプライアンス上の問題を会社に通報する手段を確保している。

なお、反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対抗マニュアルを定め、弁護士、警察等の外部機関とも連携して毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、株主総会、取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る記録、決裁文書等を、法令及び文書管理規程に基づき、所定の期間保存管理する。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理については、各担当役員を中心として各部門において継続的な監視、把握に努めており、リスク事象の発生は直ちに担当役員及び経営会議メンバーに報告される体制をとっている。また、経営会議においては、事業計画の進捗状況とともに、これに伴うリスク管理状況の報告、検討も行い、適切な対応に努めるものとする。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、組織・職務分掌規程、決裁権限基準表において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっている。

また、業務執行取締役で経営会議を構成し、常勤監査役出席のもとこれを毎日開催して各種決裁を迅速に行うとともに、事業の遂行状況その他主要な経営課題を審議検討し、取締役会の意思決定、監督機能を補完・充実させている。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

個別の不動産開発事業推進のために会社・法人を設立・買収した場合には、実質的に当社業務の一部を構成するものと認識し、経理グループリーダーが随時経理財務の内容を把握するほか、内部監査等を実施し業務の適正確保に努めるものとする。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役会の運営に関する事務を経営企画部が行うほかには、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役が求めた場合は、必要に応じて監査役の指揮命令に従う業務補助者を置くこととし、その補助者の人事及び考課については、常勤監査役と協議するものとする。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制としている。また、取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由としていかなる不利益も課さない。

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査の監査計画の立案及び実施については、監査役と調整を図り、監査役監査が効率的に遂行されるよう協力する。

監査役が職務を執行するうえで必要となる費用について当社に請求を行った場合は、速やかに当該費用または債務を支払う。

(2) 内部統制システムの運用状況

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりです。

コンプライアンス体制について

当社内における意識の向上と不正行為等の防止を図るため、法令改正情報等を適宜共有するとともに、社長以下業務執行取締役、常勤監査役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を組成し、法令等遵守について審議し、必要に応じて情報を発信しております。

リスク管理体制について

毎日開催される、社長以下業務執行取締役、常勤監査役をメンバーとした経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

内部監査、財務報告にかかる内部統制

内部監査計画に従い、内部監査室が業務監査を実施し、業務の実施状況、会計処理等の実態を把握し、これを通じて、すべての業務が法令・定款・社内規程等に照らし適正に行われているかを検証しました。また財務報告にかかる内部統制について、有効性の評価を実施しております。

監査役の職務の実効性確保について

監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、計算書類及び業務執行にかかる重要な決裁文書等の回付や、内部

監査室による監査結果について報告を受けるなど、監査役が取締役の業務執行を常時確認できるようにしております。そのほか、代表取締役、内部監査室及び会計監査人とそれぞれ意見交換を行うなど、監査業務の有効性の確保に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係排除については、反社会的勢力対抗マニュアルを定めており、外部機関の情報等も活用した信用調査を、新規取引開始時に加え、継続取引先の場合は一定期間毎にも行っております。また、取引に係る契約書には、反社会的勢力との関係排除条項を盛り込むこととしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 適時開示にかかる基本方針

当社は、あらゆる株主・投資家・アナリストの皆様に対して、公平で正確な情報を適時提供するため、適時開示に関する規則等の関連諸法令及び諸規則を遵守しつつ、開示を行ってまいります。

また、適時開示に関する規則等に該当しない情報についても、当社の投資判断に影響を及ぼすと考えられる重要な情報につきましては、公平性、適時性の観点より当社ホームページにて公開してまいります。

(2) 適時開示体制の概要

開示担当組織の整備

当社の開示担当部署は、経営企画部が担当しております。具体的には情報取扱責任者である経営企画部長が中心となって、開示文書の作成を行なうと共に、TDnetシステムや当社ホームページを利用して開示を行ないます。

また、経営企画部が株主や投資家等からの各種問い合わせに対応しております。

適時開示手続の整備

ア) 決定事実

各部署から情報が経営会議及び経営企画部に通知され、経営企画部が当社取締役会規程の付議基準に基づいて取締役会に付議いたします。取締役会において決議された事項については、適時開示に関する規則等の関連諸法令及び諸規則に照らして、開示が必要か否かを判断します。

また、取締役会での決議事項以外においても、適時開示に関する規則等の関連諸法令及び諸規則に照らして、開示が必要な事項については、経営会議での決議を以て、速やかに開示を実施いたします。

開示の必要性に関しては、情報取扱責任者及び関連部署等において協議を行い、開示が必要な場合には迅速に開示を行ないます。

なお、開示内容の正確性を担保するため、必要に応じて弁護士などに助言を求めています。

イ) 発生事実

重要事実が発生した場合には、当該事実が発生した部署から速やかに経営会議及び経営企画部に情報が集約されます。

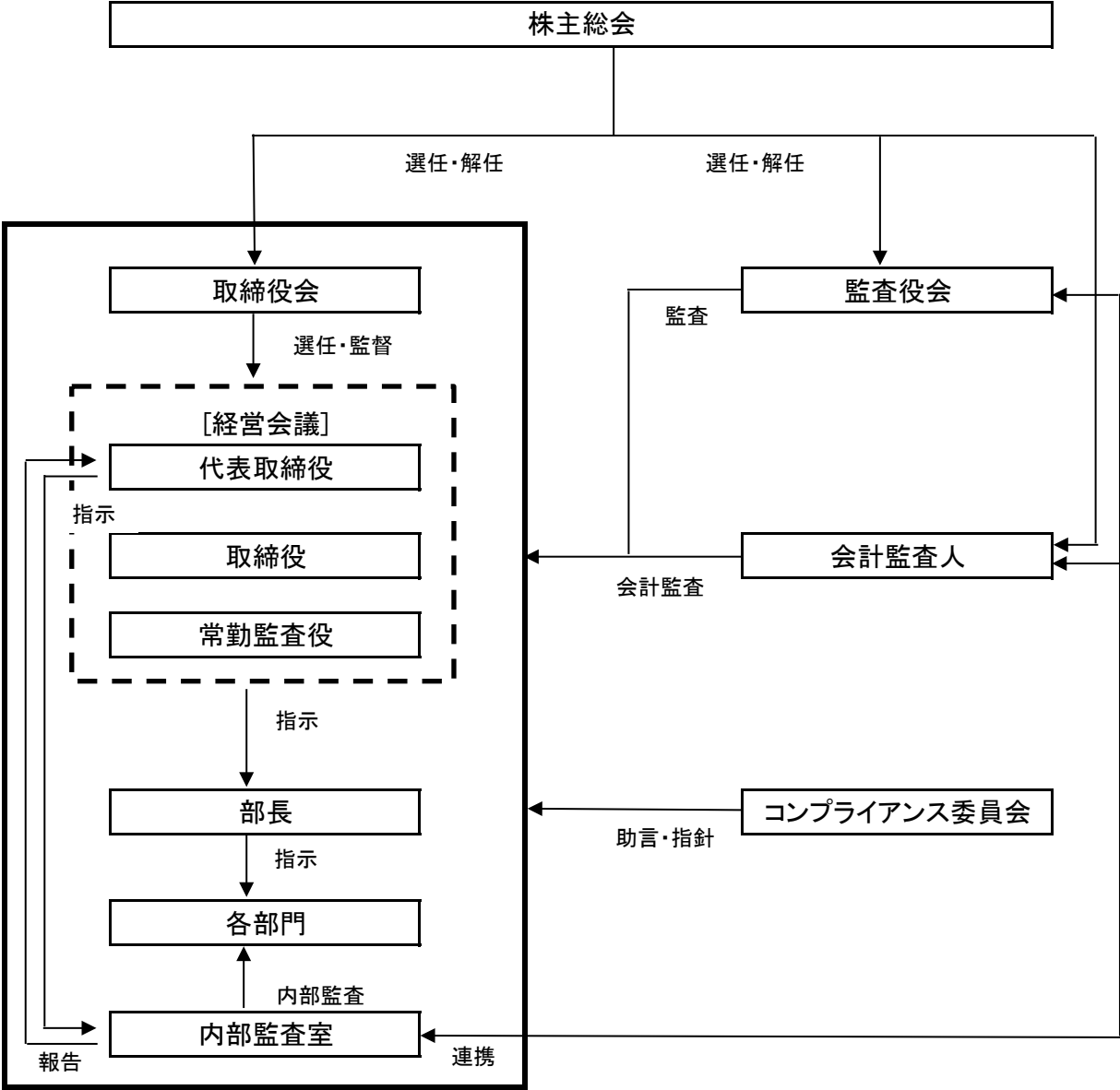
その後は、上記(ア)と同様の手続を経て、開示を要する場合には迅速かつ、正確にその情報を開示してまいります。

ウ) 決算情報

決算に関する情報については、経理グループにおいて決算数値が確定した後、取締役及び監査役に報告が行なわれると共に、監査法人による監査を受けます。

決算内容が確定するまでは、その情報漏洩の防止を徹底し、決算内容が確定した後は取締役会において承認を受け、速やかに開示を行ないます。

コーポレートガバナンス体制



適時開示体制の模式図

